

資源物の持ち去り禁止に関する条例改正についての素案に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成30年4月25日（水）から 5月14日（月）まで（20日間）

2 実施方法

平成30年4月21日発行の区報で意見募集について周知したほか、素案を清掃リサイクル課環境課、情報提供コーナーにおいて閲覧・配付に供するとともに、区ホームページにおいても掲載した。

3 意見提出数

26名（38件）

4 意見の概要及び意見に対する区の考え方

【取扱】◎条例の素案に反映、○施策に反映、□参考として受け止める

No.	意見の概要	意見に関する区の考え方	取扱
条例改正全体（目的・定義等）に関する意見			
1	古紙類は、持ち去り厳禁のチラシを束に乘せてからは殆どなくなった。条例を改正し、罰則を科すことに賛成であるが、施行の際には表示をはっきりとし、趣旨を示すとよいと思う。	今回の条例改正に当たっては、条例が改正される旨、資源物の持ち去り行為には罰則が科せられる旨、区報、ホームページ、掲示板等を活用し広く周知していく予定です。また、資源回収拠点には、集団回収を実施している旨のほか、持ち去り行為が罰則の対象となる旨を記載した標識等を設置し、持ち去り行為を無くしていくよう努めて参ります。	○
2	お菓子の空き箱なども資源になると聞いたことがあるが、荒川区ではどうか。また、空き箱なども持ち去り禁止の対象となるのか。	荒川区においても、お菓子の空き箱などは「雑がみ」として資源となります。雑がみには他にも、カタログやトイレットペーパーの芯、紙袋などがございます。この雑がみも今回の条例改正における持ち去り禁止の対象となります。	○
3	書かれている趣旨は良いことだが、もっと早く作ってもよかったのではないかと。（同様の意見が他2件）	区では、平成15年から町会等による集団回収を実施しております。集団回収では、区民による見守りの目が加わるため、行政による回収と比較して持ち去り被害が少ない傾向にありました。しかし近年の資源価格の高騰等に伴い、持ち去り被害の情報が寄せられるようになってきましたので、今回のような改正案をご提案させていただきました。	□
4			
5			

6	資源回収は町会長をはじめ役員の方々、資源回収場所の近隣住民、区民の協力で成り立っている中、資源物の持ち去り行為は許せることではない。特にトラックで袋ごと持ち去るなど、悪質な行為を取り締まりの強化になれば良いと思う。	集団回収は、町会の方々、資源回収業者、区の協働により、荒川区の特性である地域の強い結びつきのもとで実施されています。持ち去り行為は、リサイクル意欲の低下や区民の高い意識によって維持されている集団回収の仕組みを阻害するものであり、区としても許せるものではありません。今回の改正により、持ち去り行為を行った者には、禁止命令を行うとともに過料に科し、禁止命令に違反した者は、罰金に科すと、23区の中でも厳しい罰則内容となっています。今後も、町会、資源回収業者と情報交換を行い、持ち去り行為の根絶に向け取り組んで参ります。	□
7	区の集団回収は町会の方々の協力のもと成り立っている。この協力関係を損なう行為である資源物の持ち去り行為は許されるものではなく、厳しく取り締まる必要があると感じる。		
8	賛成である。罰則についてもお任せする。		
9	回収場所に「資源物持ち去り厳禁」と書いてあるが、それでも堂々と持ち去る人がいる。持ち去り罰則の強化と見守り活動を徹底して資源の持ち去りが無くなれば良いと思う。		
10	持ち去り被害をなくすためには、当番制などを設け見張るしかないのでは。	現在においても、資源回収拠点での見張りや立ち番を実施されている地域は多くございます。引き続き持ち去り行為を事前に防ぐ有効な方法として、立ち番等の実施についてご協力を求めています。	○
11	条例改正の背景・目的について良いと思う。 住民の資源の出し方について、未だに資源をごみだと思っている方もいるので、せっかくの資源を無駄にならないよう周知していきたい。	条例施行に向け関係者との調整を図り、持ち去り被害の防止に向け、努めて参りますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。 また資源の出し方についても、引き続き町会、回収事業者と連携しながら、周知徹底して参ります。	□
12	最近外国人も増えてきているので、ごみの出し方のルールを最初から学ぶことが出来れば良いと思う。	ごみ、資源の出し方のルールについて、新規の物件が建った際と転入者に対して、パンフレットを配布しております。また、外国語表記のものも用意しております。 さらに、出し方に問題のある場所には個別に指導しております。 引き続き地域の住民がよりよく住めるよう、ごみ、資源の出し方のルールの周知徹底を図って参ります。	□

13	持ち去り行為を目撃したら、直接声はかけず、車のナンバーを控えるなどのできる限りの協力をする。	持ち去り行為を発見したときは、 ・直接注意することは、危険であるため行わないこと ・車のナンバー、車種、人数、特徴など分かる範囲の情報を区に連絡すること などを、区報、ホームページ、掲示板等でお知らせする予定です。 また、町会等に対しては別途丁寧にご説明させていただきます。	○
14	今後区民が持ち去り行為を発見したときは、どのような対応が求められるのか、区からアナウンスがあると助かる。		
15	無断で持ち去る者に対してどのような対応をすればいいのか気になる。その場で注意をしてもいいのか。通報先はどこなのか。回収場所に連絡先等があると町会以外の方でも分かりやすいと思う。		
16	持ち去りについて意識したことがなかったが、禁止されていることと認識ができたので今後は意識したい。しかし、持ち去りを見かけたとしても、トラブルに巻き込まれる心配があり、自分で行動できるかどうかわからない。		
17	罰則を適用するに当たり、一般区民だけでは限界があると思うので、発見したときの連絡の取り方や取り押さえたときの怖さ等、不安要素を軽減して頂きたい。		
18	資源回収場所に深夜に出す方がいて困っているのを、防犯カメラ等をつけてはどうか。	夜間に資源を出すことは放火などの危険もあることから、引き続き回収日当日の朝に資源を出すよう呼びかけるなど、町会等と連携を図って参ります。 また、区内には既に防犯カメラが設置されており、一定の抑止効果が期待できると考えます。	□
19	町会では、持ち去り防止等のため、有志役員が、集団回収場所に出されたアルミ缶を回収し、中間集積所に運搬している。この部分が、今回条例において持ち去り行為に該当する恐れがあるため、事情を理解いただき、条例の適用から除外されるよう配慮願いたい。	町会等が行う集団回収事業を維持するための取組みについては、条例適用の対象としないと考えております。	○

20	以前は朝早くに車での持ち去りがあり大変だったが、最近は減ってきた。しかし、未だに回収日に袋ごと持ち去られることがあるので、町会の苦勞と発展の為、条例改正をお願いしたい。	集団回収は、町会の方々、資源回収業者、区の協働により、荒川区の特性である地域の強い結びつきのもとで実施されています。持ち去り行為は、リサイクル意欲の低下や区民の高い意識によって維持されている集団回収の仕組みを阻害するものであり、区としても許せるものではありません。今後も、町会、資源回収業者と情報交換を行いながら、持ち去り被害の根絶に向け取り組んで参ります。	□
21	条例改正案の出来は非常に良いので賛成する。		
22	(同様の意見が他 1 件)		
23	「捨てればごみ、活かせば資源」という言葉を心に資源として活かせるかどうか考えます。皆がその様な思いで出した資源物を持ち去る等の不法行為には、今回の規定追加は必要だと思う。		
24	最近、古紙・アルミ缶の持ち去りが少ない。今後も回収日以外は出さないよう注意していく。		
25	ぜひ、条例を定め持ち去り被害を減らしてほしい。		
26	持ち去り行為への更なる抑止を企図する観点から、持ち去られた資源物の換金の道を閉ざす趣旨の規定を提案する。 例えば、集団回収事業者に直接資源物が持ち込まれた場合、対価を以って受領してはならないこと（禁止行為）及び持ち込まれたことを区に通報する義務。また、資源物の持ち去り行為を発見した者による区への通報協力について規定することも有効だと考える。	直接資源物が持ち込まれる国内製紙メーカーにおいては、持ち去り古紙を受け入れる問屋と取引しないよう、古紙問屋の組合と誓約書を交わしております。 また、持ち去り行為を発見したときは、 ・直接注意することは、危険であるため行わないこと ・車のナンバー、車種、人数、特徴など分かる範囲の情報を区に連絡すること などを、区報、ホームページ、掲示板等でお知らせする予定です。 また、町会等に対しては別途丁寧にご説明させていただきます。	□
27	区内の資源回収拠点を、リサイクル課がその場所を理解しているか。もっと区が、各回収拠点を観察して指導しなければいけない。各拠点の実態をよく見て町会長会議等で個別に指導して欲しい。	現在区内には2,000箇所以上の資源回収拠点がございます。持ち去り被害があったという場所や分別がきちんとされずに問題のある場所等においては、パトロールや個別指導を行っております。 今後も町会等の方々と連携を図り、回収拠点における指導、パトロール等さらに積極的に取り組んで参ります。	□

28	持ち去り行為に関心が薄かったが、持ち去る人達の生活もあるので、そういう人達の生活が成り立つような仕組みを作ればいいと思う。	資源物を持ち去ることで生計を立てている人がいることは認識しておりますが、町会の皆様が持ち寄った資源物を持ち去る行為は許せるものではありません。 このような事例があった場合は、必要に応じて福祉部署に繋ぐ等の対応を検討しています。	○
29	ライフスタイルが変わり、回収日の前日の夜又は早朝に出す方が多くなり、その資源を持ち去られている。決められた時間に出すのが望ましいので町会として出す時間を徹底させる必要がある。	回収日以外に資源を出すと、持ち去りの被害に遭いやすいこと、放火などの危険もあることから、引き続き回収日当日の朝に資源を出すよう呼びかけるなど、町会等と連携を図って参ります。	○
30	条例は制定すべきである。 資源回収場所に以前からある黄色い旗よりも、資源回収場所であること、持ち去り禁止である旨記載したのぼり旗を立てるのも抑止に繋がるのではないかな。	現在資源回収拠点には、回収拠点であること、回収日、団体名、持ち去り禁止などの事項が書かれた50cmほどの吊るし旗を掲げ、回収拠点である旨を標示しています。区民、回収事業者、若しくは持ち去り事業者が、資源回収拠点であることが分かることが必要となるので、のぼり旗を含めどのような標示方法が良いか検討して参ります。	○
対象となる場所に関する意見			
31	不燃ごみの中から、金属製のものを掘り出し、周辺を散らかし、各集積所を自転車で行っている人がいる。	今回の条例改正では、資源回収拠点だけでなく、不燃ごみの集積所からの持ち去り行為も罰則の対象となっており、ごみ集積所に出される、鍋やフライパン等の金属も対象としております。古紙や缶などの資源同様、金属も持ち去り被害があると区民からの声を頂いていることから、このような改正案としております。	○
実効性の担保に関する意見			
32	マンションの場合、資源回収日には鍵のかかるごみ置場の外に資源を出しており、回収されるまで野ざらしの状態であり、持ち去りが容易にできる状況であるが、どのようにして違反者を見つけるのか。実効性があまりないように思える。条例には、持ち去りを防ぐ方法も考えてほしい。	区民の皆様、回収事業者の方々からの情報提供を元に、職員によるパトロールや情報が多い回収拠点には、張り込みなどをして違反者を見つけます。その際には警察とも連携をし、現場で違反者に声をかけ、禁止命令を発し、過料を徴収いたします。また、持ち去り行為を事前に防ぐ方法として、集団回収における立ち番の実施や回収日当日に資源を出すことを呼びかけるなど、持ち去り被害防止に向け、引き続き関係機関との連携を図って参ります。	○

33	実効性の担保には、厳罰命令を科するべきで、今回の改正案では軽いのではないか。	今回の条例改正において、罰金という刑事罰を科すことから、東京地方検察庁と協議を行い、過去の判例を踏まえ罰金20万円以下が妥当と判断されたことから、今回の改正案においてもこのような規定となっております。	□
34	資源物を持ち去り、違反した場合の罰則をより厳しくすること。		
35	条例の趣旨に賛同する。特に、回収業者や回収拠点を登録した上で、禁止行為に対する罰則を設けることは、実効性の担保の観点から適切である。	条例施行に向け関係者との調整を図り、持ち去り被害の防止に向け、努めて参りますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。	□
36	資源の持ち去りは以前に比べ見かけなくなっている。禁止行為をした者に対して罰則を適用することは効果があると思う。		
37	罰金が20万以下ということだが、厳しいほうが良い。さらに、徴収した罰金は町会に還元すればよい。	今回の条例改正において、罰金という刑事罰を科すことから、東京地方検察庁と協議を行い、過去の判例を踏まえ罰金20万円以下が妥当と判断されたことから、今回の改正案においてもこのような規定となっております。 徴収した罰金を町会に還元ということですが、上記にも記載がありますが、罰金というのは刑事罰であり、国において徴収されるため、町会に還元するというのは難しいと考えております。	□
38	禁止命令に従わない場合は、どのように公表するのか。	禁止命令を受けている者が再度持ち去り行為を行った場合は、持ち去り行為者の、氏名、住所、公表の理由等を、区役所前の掲示板や区ホームページにおいて公表いたします。	□